

一般社団法人 大阪府建築士事務所協会若手部会規約

(名称)

第1条 一般社団法人大阪府建築士事務所協会若手部会（以下「本部会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本部会は、一般社団法人大阪府建築士事務所協会（以下「本会」という）の正会員及び正会員事務所に所属する所員で組織し、本会の活動を活性化するための様々な事業を実施し、また、互いに切磋琢磨し、ひいては、次世代を担う会員を育成することを目的とする。

(事業)

第3条 本部会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 本会より委嘱された事業
- (2) 技術並びに資質向上のための研修等
- (3) 先進施設の視察
- (4) 行政機関及び関係諸団体並びに異業種との交流及び協力
- (5) その他、本部会の目的を達成するための活動

(本部会の入会資格)

第4条 本部会に入会できる資格は、次のとおりとする。

- 2 50歳未満の本会正会員及び正会員事務所に所属する所員とする。
- 3 期中に50歳を迎えた者は年度末（3月31日）まで在籍できる。
- 4 入会するためには、若手部会入会申込書（様式1）を部会長に提出し、役員会の承認を得なければならない。

(退会)

第5条 部会員は自己の都合により、役員会の承認を得て退会することができる。

- 2 退会するときには、若手部会退会届（様式2）を部会長に提出しなければならない。

(役員の構成)

第6条 本部会に、次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
 - (2) 副部会長 6名以内（い）
 - (3) 幹事 30名以内
- 2 役員は本会担当常設委員会の承認を得る。
 - 3 部会長は本部会を代表して業務を遂行する。
 - 4 部会長及び副部会長は幹事の互選とする。
 - 5 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。
 - 6 幹事は部会長及び副部会長を補佐し、業務を統轄し、本部会の目的達成に必要な事業の推進にあたる。
 - 7 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

8 役員が任期途中で50歳を迎えた場合は、任期満了まで役員継続を認めるものとする。

(顧問及び相談役)

第7条 本部会に顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、役員会の議決を経て部会長が委嘱する。

(例会・役員会)

第8条 例会または役員会は、部会長が招集し、この会議の議長にあたる。

なお、例会または役員会は原則として、毎月1回行う。

(事業年度)

第9条 本部会の事業年度は本会に準ずる。

(雑則)

第10条 この規約に定めのない事項は、その都度役員会の議決を経て別に定める。

2 この規約で別に定めるもの、規約の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

附則

1 この規約は、平成29年11月28日から施行する。

2 この規約は、令和2年6月23日から施行する。(い)